

介護老人保健施設やすらぎの苑 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 利用重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 法人の名称等

- ・法人名 社会医療法人 興生会
- ・法人所在地 〒013-0016 秋田県横手市根岸町8番21号
- ・代表者名 理事長 安部 俊一郎
- ・電話番号 0182-32-2071
- ・他の主な事業 介護老人保健施設、短期入所療養介護（予防含む）
訪問リハ（予防含む）

(2) 事業所およびやすらぎの苑 施設概要

- ・事業所名 やすらぎの苑通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所
- ・開設年月日 平成7年4月20日
- ・所在地 〒013-0001 秋田県横手市杉沢字中杉沢400番地
(介護老人保健施設やすらぎの苑 併設)
- ・電話番号 0182-33-4001
- ・FAX番号 0182-33-6644
- ・管理者名 澤 邊 淳
- ・介護保険指定番号 0550380018号
- ・交通の便 JR横手駅より車15分
羽後交通横手バスターミナル大曲線にて約15分
(谷地中又は御所野停留所下車徒歩7分)
- ・敷地面積 (やすらぎの苑 総敷地面積): 16.495 m²
- ・建物概要 (やすらぎの苑 建物概要)鉄筋コンクリート二階建 床面積: 4.523 m²
- ・通所利用定員 15名
- ・主な共用設備
 - ① 玄関
 - ② 事務室、家族相談室
 - ③ 食堂ホール
 - ④ デイルーム
 - ⑤ 家族介護教室、談話室
 - ⑥ サービスステーション
 - ⑦ 診察室、理容室
 - ⑧ 機能訓練室、ボランティアルーム
 - ⑨ 浴室、トイレ、洗面所、洗濯室
 - ⑩ 公衆電話、自動販売機コーナー

(3) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 事業の目的と運営方針

【目的】通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

【方針】通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者一日でも長く居宅での生活維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

(4) 施設の職員体制

通所(予防通所)リハビリテーション職員配置 職種・人数(常勤含む)	
管 理 者	1
医 師	1人以上【老健と兼務】
介 護 職 員	4人以上
理 学 療 法 士	1人以上【老健と兼務】
作 業 療 法 士	2人以上【老健と兼務】
言 語 聴 覚 士	1人以上【老健と兼務】
歯 科 衛 生 士	1人以上【老健と兼務】
管 理 栄 養 士	1人以上【老健と兼務】
事 務 職 員	1人以上【老健と兼務】
業 務 員	2人以上【老健と兼務】

2. サービス提供日及びサービス提供時間

(1) サービス提供日

日祝祭日土日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
尚、8月13日、12月30日～1月3日までは特別休業とする。

(2) サービス提供時間

サービス提供日の午前9時30分から午後4時00分までを営業時間とする。

(3) 前各号に掲げた事項のほか、理事長が必要と認めた場合は営業することとする。

3. 実施地域(通所リハビリテーション)

旧横手市及び、横手市平鹿町、横手市山内並びに仙北郡美郷町

4. サービス内容

- ①通所リハビリテーション計画の立案
- ②食事の提供
- ③入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理容サービス
- ⑨その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

※ 提供サービスに関わる第三者による評価委員会は、設置されておりません。

5. 利用料金

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた自己負担分と保険給付対象外の費用(※食費、サービス提供上個別に必要なものに係る費用や、理美容代など)を利用料としてお支払いいただく、2種類があります。

※別紙「利用料金表」を参照してください。

6. 協力医療機関等(当事業所では、下記の医療機関に協力いただいています。)

- | | | |
|---------|-----|------------------|
| ・協力医療機関 | ・名称 | 平鹿総合病院 |
| | ・住所 | 秋田県横手市前郷字八ツ口3番地1 |

7. 苦情又は要望及び事故発生時の対応

利用者及び家族又は代理人は当事業所の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望または苦情などについては、直接職員及び支援相談員に申し出ることが出来ます。尚、直接申し出ることが出来ない場合は、当事業所内に設置してある「ご意見箱」に投函して下さい。また、市町村役場及び国民健康保険団体連合会にも苦情相談受付窓口が開設されておりますのでご相談できます。

※利用者からの相談又は苦情に対応する常設窓口、担当者の設置

- ・常設窓口 介護老人保健施設 やすらぎの苑
秋田県横手市杉沢字中杉沢 4 0 0
0 1 8 2 - 3 3 - 4 0 0 1
支援相談員：久米一寿，高橋綾子，菅原明子
- ・その他 ・ご意見箱
秋田県横手市杉沢字中杉沢 400 介護老人保健施設やすらぎの苑 施設内
- ・秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王四丁目 2 番 3 号 秋田県市町村会館内(4F) 018-862-6864
- ・秋田県運営適正化委員会
秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館内 018-864-2726
- ・各市町村役場、介護保険担当窓口
◇横手市中央町 8 番 2 号 横手市市民福祉部 まるごと福祉課 0182-35-2134
◇仙北郡美郷町土崎字上野乙 170 番地 10 美郷町福祉保健課 0187-84-4907

※円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (ア) 苦情処理受付、処理台帳に記載
- (イ) 苦情について事実確認を行う
- (ウ) 苦情処理方法を記載し管理者決裁
- (エ) 処遇処置について関係者と連携を行う
- (オ) 苦情処理の改善について利用者等に確認を行う
- (カ) 苦情処理は 5 日以内に行われることを原則とする
- (キ) 苦情処理についての成果を記録する
- (ク) 苦情処理につき統計をとりマニュアルなどの整備を行う
- (ケ) 苦情処理について月 1 回は責任者会議で報告、検討し事業所内での情報の共有、再発防止に努める

※その他、必要な処理が生じた場合は管理者の指示を仰ぎ対応を決定する

(約款第 10 条関係)

利用者に対する事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。又、利用者に対する事業所サービスの提供により補償すべき事故が発生した場合は利用者家族、事業所双方で事故補償の協議を速やかに行います。

(約款第 12 条関係)

8. 身体の拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(約款第 8 条関係)

9. 秘密保持と個人情報の保護

当事業所とその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者および、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
(約款第9条関係)

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知徹底
- (2) 虐待防止に関する担当者の選定【虐待防止に関する担当者：支援相談員 久米 一寿】
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 等施設職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修の実施

11. 衛生管理（感染症・食中毒防止）について

当事業所は、感染症が蔓延しまたは蔓延しないように、感染症及び食中毒防止のための指針を策定し、その防止のための体制を整備します。

12. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

13. 非常災害対策

- | | |
|-----------|--|
| ・防災設備 | スプリンクラー、自動火災報知機、室内消火栓、ガス漏れ報知機、非常通報装置、漏電火災報知機 等 |
| ・防災訓練 | 年2回 |
| ・災害時の協力体制 | 地元中杉沢自衛消防団及び
経営母体となる興生会（興生病院）自衛消防隊との協力支援体制 |

※非常時の対応

「介護老人保健施設やすらぎの苑消防計画」により対応します。

14. ハラスメント対策について

当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、当事業所において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為は組織として許容しません（当該法人職員、取引先事業者方、利用者及びその家族等が対象となります）。ハラスメントによって当事業所職員の就業環境が害されることを防止するための指針の策定や、当事業所職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する等の必要な措置を講じます。

15. 利用に当たっての留意事項

- | | | |
|-----------|------------|---------------|
| ・面会 | ・飲酒、喫煙 | ・火気の取扱い |
| ・設備、備品の利用 | ・金銭、貴重品の管理 | ・所持品、備品等の持ち込み |
| ・宗教活動 | ・ペットの持ち込み | ・事業所外での受診 |

16. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。